

固定資産税・自動車税 をはじめとする 各種税金の

猶予措置

長崎市の市税を主に扱っております

市税の納付猶予

平成31年2月以降
納期限超過分も含めて申請可

自動車税の納付猶予



申請1期目

締切

6月30日

対象期間	令和2年2月1日～ 令和3年1月31日迄の市税
猶予期間	1年間
要件	令和2年2月以降前年同月比 -20%以上の減収

対象期間	令和2年5月末納期限の自動車税
猶予期間	1年間
要件	直近の1ヶ月と前年同月比-20%減収 (給与明細や売上帳など。なくても口頭でも対応可) 前年度収入のなかった方へも対応可

【長崎市で支払猶予申請できる税金】

申請先

収納課

- 固定資産税 6、7月分まとめて申請可能
- 軽自動車税
- 市県民税
- 国民健康保険税 毎月申請必要
- 介護保険料 他
- 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療室

長崎市収納課：095-829-1130

長崎市
徴収猶予申請書
ダウンロード



まずはお電話ください

長崎県振興局税務部

095-822-3101

長崎県
徴収猶予申請書
ダウンロード



電話にて相談後、申請手続きとなります。個別の事情に非常に柔軟に対応いただける印象でした。お困りの方はまずはご相談を！

